

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について……………	1

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

平成 30 年 1 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 渡 邊 廣 吉

平成 30 年 1 月 12 日付け 関川村事務所長を命ずる 加 藤 弘

